

「画像の意匠」に係る意匠審査基準改訂の方向性（案） 要約資料

目次

1. 令和元年意匠法改正の概要
2. 意匠法上の意匠に該当する「画像」について
3. 画像の意匠ごとの出願
4. 画像の組物の意匠
5. 画像の意匠の明確な開示
6. 画像の意匠の新規性、先願の規定等の判断
7. 画像の意匠の創作非容易性
8. 意匠登録を受けることができない画像の意匠

1. 令和元年意匠法改正の概要

現行意匠法においては、意匠登録を受けることができる画像を含む意匠は、**物品**の部分に表示されるもの、又は同時に使用される他の**物品に表示**されるものに限定されているが、令和元年の意匠法改正により、**画像そのものについて意匠登録を受けることができる**こととなる。これにより、例えばクラウド上から提供される画像のように、物品から離れた画像デザイン自体が保護できるようになるとともに、それらの画像が壁や床、人体等の、「物品」以外に投影される場合も保護可能となる。

現行法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

改正法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は**画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。**次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

(参考) 画像意匠の保護対象拡大に関する改正条文 (見出し一覧)

第2条

第1項 意匠法上の意匠に該当する画像

第2項第3号 画像意匠の実施行為

第5条 意匠登録を受けることのできない意匠

第6条

第1項第3号 願書に画像の用途を記載しなければならない旨の規定

第3, 4 及び 7 項 特定の状況に応じた説明の記載

第37条 第2項 差止請求のできる範囲

第38条 侵害とみなす行為

第44条の3 回復した意匠権の効力の制限

第55条 再審により回復した意匠権の効力の制限

第64条 意匠登録表示

第65条 虚偽表示の禁止

(参考) 画像意匠の保護対象拡大に関する改正条文 (一部抜粋)

(定義等)

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 ・ 二 （略）

三 意匠に係る画像（その画像を表示する機能を有するプログラム等（特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第二条第四項に規定するプログラム等をいう。以下同じ。）を含む。以下この号において同じ。）について行う次のいずれかに該当する行為

イ 意匠に係る画像の作成、使用又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出（提供のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

ロ 意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器（以下「画像記録媒体等」という。）の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

3 この法律で「登録意匠」とは、意匠登録を受けている意匠をいう。

(意匠登録を受けることができない意匠)

第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠

二 他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠

三 物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとつて不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとつて不可欠な表示のみからなる意匠

(意匠登録出願)

第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

一 ・ 二 （略）

三 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途

2 （略）

3 第一項第三号の意匠に係る物品若しくは意匠に係る建築物の用途の記載又は願書に添付した図面、写真若しくはひな形によつてはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品又は建築物の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る物品又は建築物の材質又は大きさを願書に記載しなければならない。

4 意匠に係る物品の形状、模様若しくは色彩、建築物の形状、模様若しくは色彩又は画像がその物品、建築物又は画像の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状等、建築物の形状等又は画像について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品、建築物又は画像の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。

5 ・ 6 （略）

7 第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第二項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現す場合において、その意匠に係る物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなければならない。

2. 意匠法の意匠に該当する画像について

令和元年意匠法改正によって、意匠法の保護対象となった画像について、どのような画像であれば、意匠法上の意匠に該当すると判断するかについて、具体的な判断基準を意匠審査基準上に明記することとしてはどうか。具体的には、以下の案のように記載してはどうか。

改正法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

画像が意匠法上の意匠を構成するものであることとの要件①（案）

画像を含む意匠について意匠登録を受ける方法には、大きく以下の2通りがある。

- （1）画像意匠、すなわち、物品から離れた画像自体として保護を受ける方法
- （2）物品の表示部に表示された、物品の部分としての画像を含む意匠として保護を受ける方法

（1）画像意匠として意匠登録を受けるための要件

- ・ **機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものであること。**

両方に該当するものも意匠を構成する。なお、当該画像を表示させるためのデータが物品にインストールされていることや、画像がどのようなものに表示されるかについては不問とする。

（2）物品等の部分としての画像を含む意匠として意匠登録を受けるための要件

- ・ **物品等の機能を発揮するための操作の用に供される画像又は物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること。**

両方に該当するものも意匠を構成する。これまでの物品の部分に画像を含む意匠として保護対象とされていたもの。建築物の部分であっても同様に保護対象とする。当該画像が物品等に記録され、物品等の表示部に示されているものに限る（「当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像」は除く）。

2. 意匠法上の意匠に該当する「画像」について

意匠法上の意匠に該当する画像の例

(1) 画像意匠

機器の操作の用に供される画像の例



「商品購入用画像」
(ウェブサイトの画像)

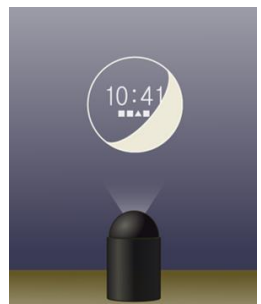


アイコン用画像
(※操作ボタンを兼ねる場合)

機器がその機能を発揮した結果として表示される画像の例



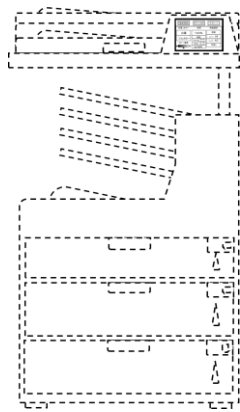
医療用測定結果表示画像



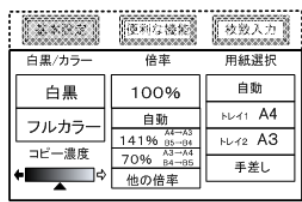
時刻表示画像 (※投影された画像)

(2) 物品等の部分として画像を含む意匠

物品等の機能を発揮するための操作の用に供される画像



【正面図】

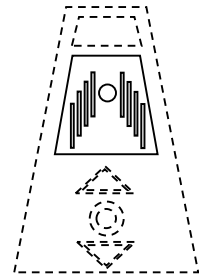


【表示部分拡大図】

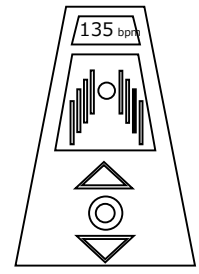
【意匠に係る物品の説明】 正面図及び表示部分拡大図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。
【意匠の説明】 実線で表した部分が意匠等を受けようとする部分である。

「複写機」

物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像



【正面図】



【使用状態を示す参考正面図】

【意匠に係る物品の説明】 正面図上部の表示部に示された画像でメトロノームとしての機能を発揮する電子メトロノームである。上部の表示窓部には設定されたテンポが表示される。下方のボタンでテンポや表示の変更が可能である。
【意匠の説明】 実線で表した部分が意匠等を受けようとする部分である。

「電子メトロノーム」

2. 意匠法上の意匠に該当する「画像」について

映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像は、「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」のいずれにも該当しない。

よって、これらのもののみからなる画像は、画像意匠及び物品の一部としての画像を含む意匠のいずれの場合においても、意匠法上の意匠とは認められない。

映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像

テレビ番組の画像、映画、ゲームソフトを作動させることにより表示されるゲームの画像、風景写真など、画像又は映像の内容自体を表現の中心として創作される画像又は映像（注）は、画像が関連する機器等の機能とは関係がなく、また、機器等の付加価値を直接高めるものではないことから、機器の操作の用に供される画像とも物品等の機能を発揮した結果として表示される画像とも認められず、意匠を構成しない。

（注）スマートフォンのカメラ機能等を使って撮像した対象物等もこれに準じるものとして扱う。

なお、コンテンツ表示部分を有する画像も存在することから、図面中にコンテンツが表示された状態で意匠が開示されることもあり得る。その際、①コンテンツ表示部について願書の説明がある場合、②参考図等でコンテンツ表示部が示されている場合又は、③「映像再生用画像」の映像が表示される部分に図形が示されている場合等、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、**コンテンツ表示と明確に判断でき、かつ、表示されたコンテンツが公序良俗に反するものや他人の業務と混同を生じさせるもの（意匠法第5条）に該当しない場合は、削除を求めず、当該コンテンツが表示されたままでも工業上利用可能な意匠と判断する。**

ただし、コンテンツ表示部に表示されている内容は意匠を構成しないもの取り扱い、類否判断や創作非容易性の判断においては考慮しない。

他方、コンテンツ表示部か否かが不明な場合は、原則意匠を構成する模様と扱い、意匠が具体的に認定できない場合は意匠が具体的にないと判断する。

2. 保護対象となる画像について

画像が意匠法上の意匠を構成するものであることとの要件②（案）

- ・一の意匠として創作のまとまりがあり、かつ、何らかの「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」に該当するものであること。

創作のまとまりがある画像について出願したものといえる例（案）

- ・画面全体を出願の単位とするもの
- ・一つのウィンドウ全体を出願の単位とするもの
- ・一つのアイコン（※）全体を出願の単位とするもの
- ・チェックボックス、インジケータ等、GUIにモジュールとして組み込まれる構成部品を出願の単位とするもの

※ここでいうアイコンは、操作のためのボタンを兼ねているものをいう。

創作のまとまりがある画像について出願したものといえない例（案）

- ・アイコンの一部分を出願の単位とするもの
（アイコンとして出願され、その一部の部分について意匠登録を受けようとするものの場合を除く。）

【事例】
「アイコンのコーナー用画像」

意匠の説明：この意匠はアイコンの右肩のコーナー部の画像であり、富士山の形態を模したものである。



※部分意匠であれば
本要件を満たす



3. 画像の意匠ごとの出願（一意匠一出願）

意匠登録出願は、意匠ごとに出願しなければならないこととされている。この**一意匠一出願の原則**は、令和元年意匠法改正後も変わり無く維持される。

画像の意匠の保護にあたり、一つの意匠として出願することができる画像の範囲については、本ワーキンググループで検討を行う**一意匠一出願の基本的な要件及び現行意匠審査基準における画像を含む意匠の一意匠の考え方を基礎とすること**としてはどうか。

加えて、同意匠法改正により、現行運用とは異なる運用を行うこととなる点については、混乱が生じないように、基準上明記することとしてはどうか。

現行法

（一意匠一出願） 第七条

意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。

改正法

（一意匠一出願） 第七条

意匠登録出願は、経済産業省令で定めるところにより、意匠ごとにしなければならない。

現行意匠審査基準

51.1.2 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

51.1.2.2 意匠ごとに出願されていないものの例

願書の記載及び願書に添付した図面等から総合的に判断した場合に、以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものである。

（１）二以上の物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合

（２）図面等において二以上の物品を表した場合（数個の物品を配列したものの場合を含む。）

ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合を除く。

（以下略）

3. 画像の意匠ごとの出願（一意匠一出願）

（参考）現行意匠審査基準

74.7 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願

画像を含む意匠の意匠登録出願についても、意匠法第7条に規定する要件を満たさなければならない。判断基準については、全体意匠に関しては第5部「一意匠一出願」部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.7「部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願」を参照されたい。

74.7.1.2 意匠ごとに出願されていないものの例

- （1）付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠の意匠登録出願において、二以上の異なる付加機能を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載したものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

ただし、当該二以上の付加機能が、同時に表示、使用される一の画像に係るものである場合は、この限りでない。

- （2）一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、二以上の異なる画像や物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取扱う。

①形態的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形態、一組となる形態等、関連性をもって創作されるものは、形態的な一体性が認められる。

②機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

3. 画像の意匠ごとの出願（一意匠一出願）

現行法においては、意匠登録出願の意匠に係る物品と**一体として用いられる他の物品に表示される画像**についても、意匠登録の対象となる。例えば、テレビモニターに表示される磁気ディスクレコーダーの操作画像などがこれに該当する。

改正後は、**画像そのものが意匠登録の対象**となることから、上記のような画像の出願方法は認められず、出願がなされれば、例えば「磁気ディスクレコーダー」と「画像」との複数の意匠に係る出願であると判断されることとなる。そこで、上記のような画像の出願方法が認められない旨を、意匠審査基準上に明記してはどうか。

現行法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、**当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるもの**とする。

改正法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は**画像**（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の第三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

現行意匠審査基準

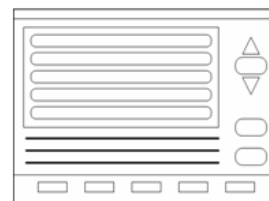
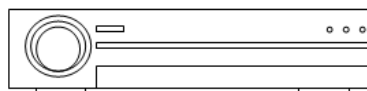
74.4.1.1.1.2.2 当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること（一部抜粋）

【事例2】当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像

意匠法第2条第2項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であつて当該物品と一体として用いられる表示機器に表示される画像は保護対象となる。

改正後このような画像については、**画像そのものとして出願する（本体の形態に意匠登録を受けようとする部分を含まない場合）か、物品と画像の組物（本体の形状に意匠登録を受けようとする部分を含む場合）として意匠登録を受けることとなる。**

「磁気ディスクレコーダー」



（当該物品と一体として用いられる物品（例、テレビモニター）に表示される画像の例）

4. 画像の組物の意匠

画像意匠は、組物の意匠を構成するものとされていることから、組物全体として統一がある場合等、組物の意匠の要件を満たすのであれば、画像と画像からなる組物の意匠、画像と物品からなる組物の意匠、画像と建築物からなる組物の意匠についても認められる。この基準については、現行の組物の基準を画像に適用させたものとすべきではないか。

改正法

（組物の意匠）

第八条 同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

現行意匠審査基準

72.1.1.3 組物全体として統一があること

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであり、かつ定められた構成物品によって構成された組物と認められるものであっても、構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が組物全体として統一がなければならない。

このように組物と認められるものであっても構成物品が組物全体として統一がない場合は、組物の意匠とは認められず、意匠法第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

72.1.1.3.1 組物全体として統一があると認められるものの類型

構成物品が、以下のいずれかに該当する場合は、組物全体として統一があるものと認められる。

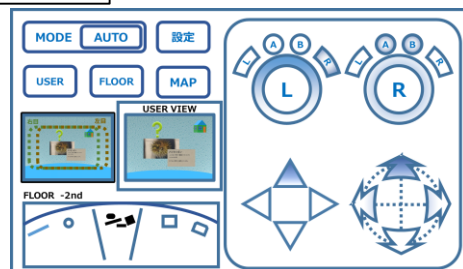
- （1）構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一があると認められる場合（→72.1.1.3.1.1）
- （2）構成物品が全体として一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体として統一があると認められる場合（→72.1.1.3.1.2）
- （3）各構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など観念的に関連がある印象を与えることにより組物全体として統一があると認められる場合（→72.1.1.3.1.3）

4. 画像の組物の意匠

複数の画像からなる組物の意匠の例



仮想空間用情報表示画像



仮想現実ソフト管理用画像

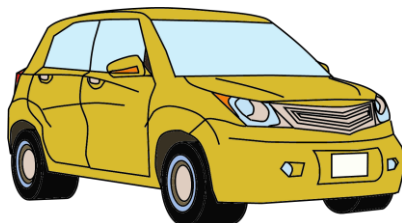
【意匠に係る物品】

一組の画像セット

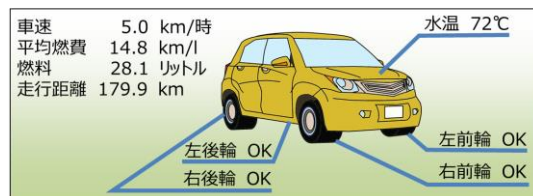
【意匠に係る物品の説明】

「仮想空間用情報表示画像」は、海中を模した仮想空間内で様々な閲覧対象情報を表示するための画像であり、「仮想現実ソフト管理用画像」はその表示情報の管理をするための操作用画像である

物品と画像からなる組物の意匠の例



【斜視図】
乗用自動車



【画像図】

乗用自動車用情報表示画像

【意匠に係る物品】

一組の運輸機器セット

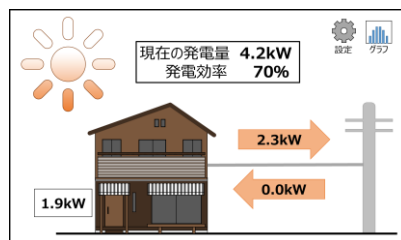
【意匠に係る物品の説明】

【画像図】に表した画像は、乗用自動車の水温、タイヤ圧等の情報を表示させるものである。

建築物と画像からなる組物の意匠の例



【正面図】
太陽光発電パネル付き家屋



【画像図】

発電量表示用画像

【意匠に係る物品】

一組の建築物

【意匠に係る物品の説明】

【画像図】に表した画像は、家屋の発電量、発電効率、消費量及び売電状況を表示させるものである。

5. 画像の意匠の明確な開示

- ・ 画像を画像自体として出願する場合は、願書の【意匠に係る物品】の欄に、「○○用画像」と記載することとしてはどうか。
- ・ 画像を、画像自体ではなく物品の一部として出願する場合は、現行法同様、【意匠に係る物品】の欄に画像の表示された物品名を記載することとしてはどうか。

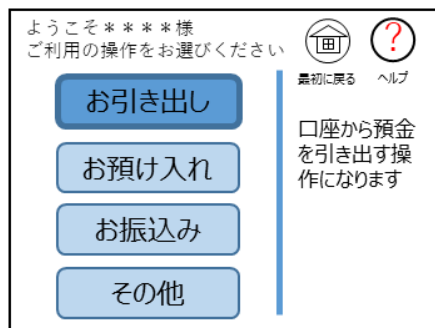
(意匠登録出願)

第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

一 ・ 二 (略)

三 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは**画像の用途**

【画像図】



【意匠に係る物品】

銀行取引用画像

【意匠に係る物品の説明】

画像図で表された画像は、使用者が行う取引を選択するためのGUIである。

【意匠の説明】

(なし)

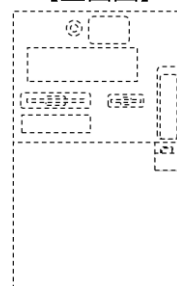
※願書のその他の記載は説明上省略した

(参考) 画像自体の出願の例

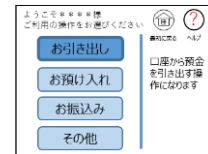
【平面図】



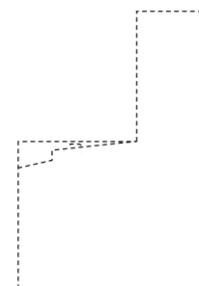
【正面図】



【操作画像の参考拡大図】



【右側面図】



【意匠に係る物品】

現金自動預払機

【意匠に係る物品の説明】

表示部に表された画像は、使用者が行う取引を選択するためのものである。

【意匠の説明】

実線で描かれた部分が意匠登録を受けようとする部分である。

※願書のその他の記載は説明上省略した

(参考) 物品に表示された画像の出願の例

5. 画像の意匠の明確な開示

画像の意匠の「意匠に係る物品」の欄の記載例

画像の意匠の「意匠に係る物品」の欄には、具体的な用途が明確となるように記載すればよく、以下の例示のみに記載を限るものではないこととしてはどうか。

※以下の「～用画像」を「～用 G U I」と記載した場合も具体的な用途が明確と扱う

情報表示用画像、コンテンツ視聴操作用画像、取引用画像、学習用画像、音量設定用画像、数値入力用画像 など…

※これらを意匠法施行規則別表第一の物品の区分等に記載する

なお、より詳細な以下の例のような記載であっても差し支えない。

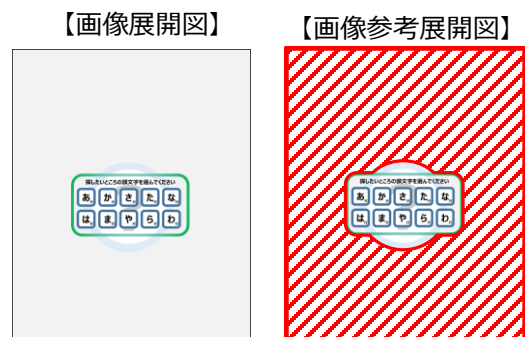
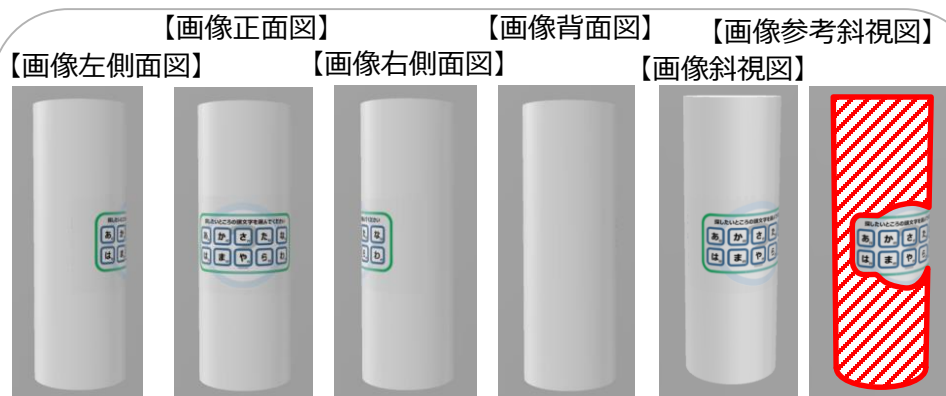
生体情報モニター用画像、車両状態表示用画像、公共交通運行状況表示用画像、エネルギー使用量表示画像、混雑状況表示画像、睡眠状態表示画像、動画再生用画像、操作ガイド表示用画像、音楽再生用画像、銀行取引用画像、経路誘導機能用画像、タクシー予約用画像、飲食店検索用画像 など…

G U I を構成するもののうち、汎用性を前提に創作される以下の部品（素材）については、G U I 用の部品を単位として登録を認めてはどうか。

インジケータ用画像、トグルボタン用画像、スクロールバー用画像、チェックボックス用画像、ツールバー用画像、ドロップダウンリスト用画像、テキストボックス用画像、プログレスバー用画像、アイコン用画像 など…

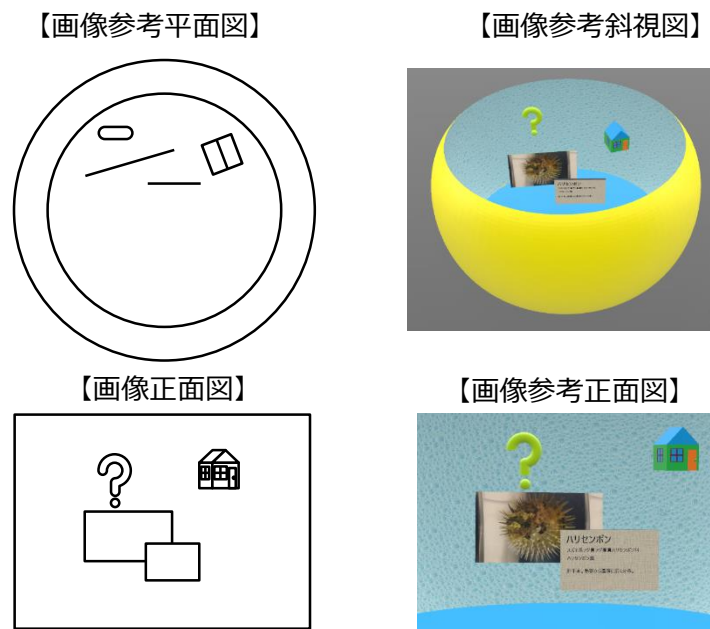
5. 画像の意匠の明確な開示

- ・ プロジェクションマッピング等による、立体的な奥行きのある画像について、「画像○○図」「画像展開図」等での特定を許容してはどうか
- ・ VRに用いられる、仮想空間内における配置等の表現を許容してはどうか



【意匠に係る物品】 案内用画像
 【意匠に係る物品の説明】 この画像は水族館で用いられる案内用の画像であり、選んだ文字に応じて案内を示すものである。
 【画像正面図】、【画像背面図】、【画像右側面図】、【画像左側面図】及び【画像斜視図】で示したように、円柱状である。画像を展開した状態を【画像展開図】で示す。【画像参考斜視図】及び【画像参考展開図】において赤色ハッチングを施した箇所は透明である。

(参考) 立体的な画像図の例

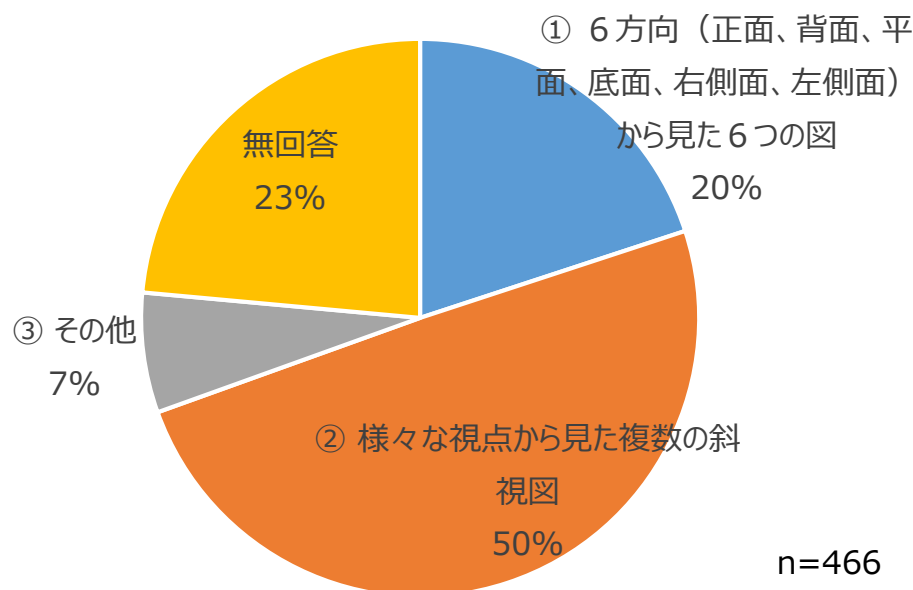


【意匠に係る物品】 仮想空間用情報表示画像
 【意匠に係る物品の説明】 この画像は、海中を模した仮想空間内で、様々な情報を確認するためのアプリ画像である。空間内に配されたアイコンをクリックまたは注視することで、説明が表示される画像正面図右上の家を模したアイコンをクリックすることでトップ画面に戻ることができ、左上の「？」アイコンをクリックすることでさらなる追加情報を見ることができる。

(参考) VR画像に関する図面表現の例

5. 画像の意匠の明確な開示

Q2-5 立体的なGUIの図面表現



質問：

GUIの中には、ホログラムや立体的な表示器で表示される画像や、仮想現実（Virtual Reality: VR）や拡張現実（Augmented Reality: AR）に使われる画像のように、立体形状（又は仮想的な立体形状）をもつものもあります。このような立体的に見えるGUIを静止画像で表現するには、どのような図面等が必要だと思いますか？ 以下のうち貴社又はあなたの考えに最も近いものを一つだけ選択してください

選択肢（一つだけ）：

- ① 6方向（正面、背面、平面、底面、右側面、左側面）から見た6つの図
 - ② 様々な視点から見た複数の斜視図
 - ③ その他
- ()

主な任意記載欄の記載

- ・（同旨5）①+②が適正
- ・（同旨4）要件とせず立体形状が特定できるならどのような方法でもよい
- ・（同旨3）3Dデータ
- ・（同旨1）3DのPDFファイル等、色々な角度に動かして見れる2次元画像
- ・（同旨1）①+少なくとも1以上の斜視図
- ・①に加えて変化図。
- ・②+断面図（必要に応じて）
- ・GUIの特徴を表現する動画
- ・VR：VRユーザの視点からの6面図、AR：従来の静止画像
- ・立体的に見えるようにシェーディングを施した6面図及び斜視図
- ・対象とするGUIによって異なるため、最適な表現を1つに特定することは難しい。また、網膜直描型MRのようなものが登場してきており、スクリーンやメガネレンズに投影されている画像を図面表現するだけでは対応できないケースが出てきている。そのため、ユーザーが視覚的に認識しているGUIそのものを仮想的に2次元の図面に落とし込んで表現していることを明示した形での出願態様も許容されることも希望する
- ・図面だけでなく、マウス操作で動作する画面
- ・どこにどのように表示されるか、ということではなく「目に映る状態、視覚で認識される状態が「意匠」であると考えられる。したがって「目に映る状態」が明確に特定できる図面であることが必要。明確に特定できれば表現方法を特定する必要はない。
- ・実際の立体的な画像が必要なものについては、写真や実際の画像を見ることができる電子データが必要と考える。要は第三者にわかるようにすることが必要である。出願当初の提出図面では不十分な場合には、運用面で要旨変更の判断が緩やかな補正を許す必要がある。
- ・Singaporeでは、Non-Physical Productsとして、anything that dose not have a physical formを受容することになりました（2017年改正法）。例として、virtual keyboardであれば、製品は keyboardであり、出願に際して、The keyboard as projected on a surface or into the air. を表示することになっています。出願人の画像が機器の全体を示していれば、全体の像を表した画像を、斜視図又は使用する正面又は平面に表れる特徴を権利化したなら、当該画像のみを提出するにすれば良いと考えます。
- ・補足：画像自体を保護したいのか、あるいは空間自体を保護したいのかによって、必要図面が変わると考える。画像自体であれば、画像自体の6面図とその斜視図十分だと考えるが、空間の場合には、例えば空間の中心から、正面・背面のほか上下左右それぞれの方向を見た図面に加えて、空間に包み込まれているのを第三者的な視点で見ている図面を参考図で出願できると権利の特定がよりわかりやすくなると思う。

令和元年度産業財産権制度問題調査研究「新たなタイプの意匠及び部分意匠の審査に関する調査研究」

6. 画像の意匠の新規性、先願の規定等の判断

物品の部分意匠として意匠登録を受けようとする画像を含む意匠と、物品から独立した画像の意匠について、これらの間における用途及び機能の類似性について、案1とすべきではないか。

案1：（物品等から独立した）画像意匠と、物品等の部分として画像を含む意匠を比較する場合に、「画像」と「画像＋物品」の用途及び機能も比較する。すなわち、物品の有する画像表示のための機能以外の機能も考慮して類否判断を行う。

（画像の用途と物品等の用途をいずれも考慮した考え方）

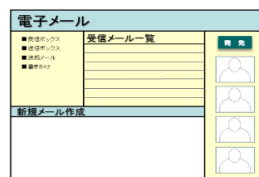
（物品の部分として画像を含む意匠）



（用途及び機能）食品、飲料等の冷蔵＋メール送信



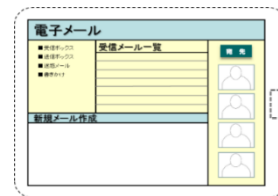
（画像意匠）



（用途及び機能）メール送信



（物品の部分として画像を含む意匠）



（用途及び機能）メール送信＋情報処理

案2：（物品から独立した）画像意匠と物品等の部分意匠として出願した画像とは類似しないものと扱う

（物品等の持つ用途を重視した考え方）

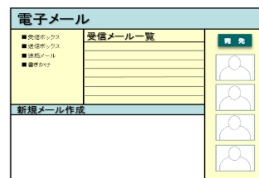
（物品の部分として画像を含む意匠）



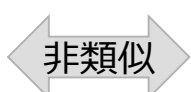
（用途及び機能）食品、飲料等の冷蔵＋メール送信



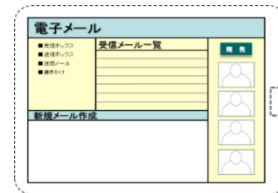
（画像意匠）



（用途及び機能）メール送信



（物品の部分として画像を含む意匠）



（用途及び機能）メール送信＋情報処理

6. 画像の意匠の新規性、先願の規定等の判断

（参考）通常の物品の類否判断についての考え方

- ・意匠の類否判断では、意匠同士の物品の用途、機能の共通性がないと類似とはしない
- ・部分意匠の先後願の判断では、物品全体の用途、機能も考慮される

参考裁判例

裁判例における意匠に係る物品の扱い

最判S49・3・19（昭45（行ツ）45号）

…思うに、意匠は物品と一体をなすものであるから、登録出願前に日本国内若しくは外国において公然知られた意匠又は登録出願前に日本国内若しくは外国において頒布された刊行物に記載された意匠と同一又は類似の意匠であることを理由として、法三条一項により登録を拒絶するためには、まずその意匠にかかる物品が同一又は類似であることを必要とし、更に、意匠自体においても同一又は類似と認められるものでなければならない。…

裁判例における部分意匠の破線部の扱い

知財高裁H25・6・27 審決取消請求事件（平24（行ケ）10449号）

…すなわち、部分意匠は物品の部分であって、部分意匠に係る部分だけで完結するものではなく、部分意匠に係る部分の形状等と並んで部分意匠に係る物品との関係がその創作性判断又は類否判断に影響を及ぼすものであるから、部分意匠においては、その考慮に当たり、部分意匠に係る部分の形状等とともに、部分意匠に係る部分の物品全体における部分意匠に係る部分の位置、大きさ及び範囲がどのようなものであるかとの観点を離れることはできない。そして、部分意匠の位置等を確定するに当たっては、破線によって具体的に示された位置等を参酌することになる。…

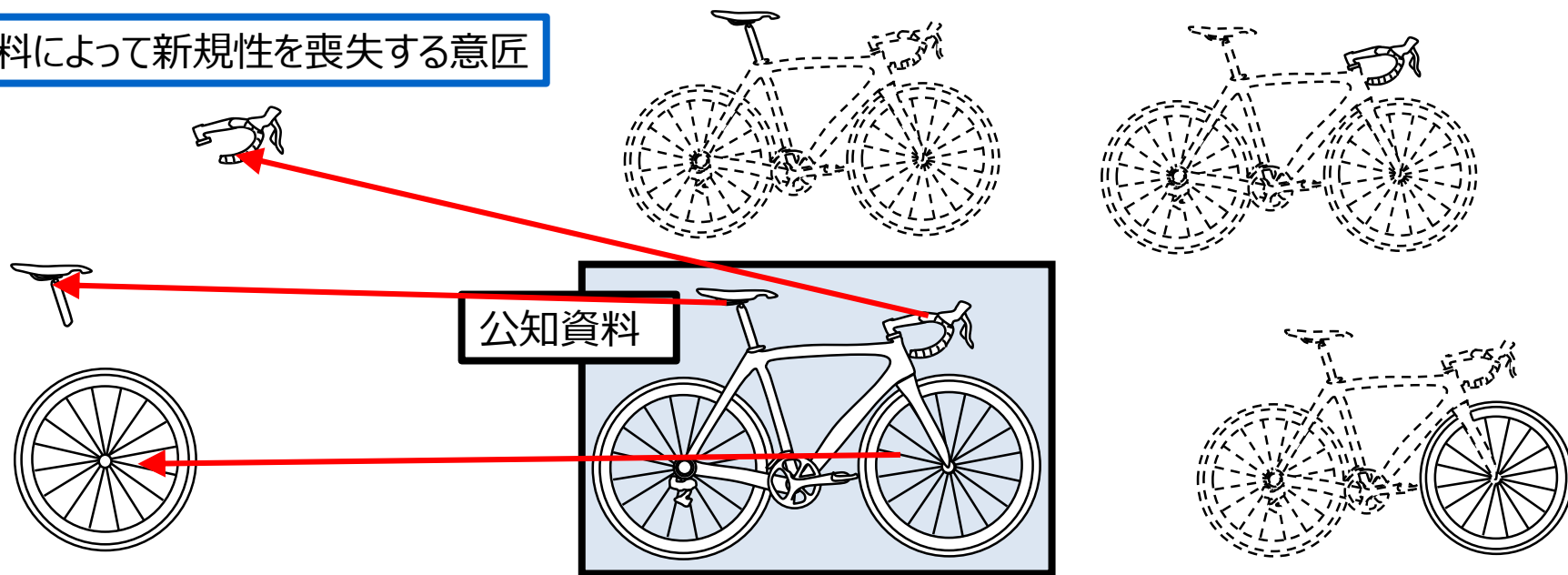
6. 画像の意匠の新規性、先願の規定等の判断

(参考) 通常の商品の類否判断についての考え方

公知資料によって新規性を喪失する意匠

→ 公知資料から認識可能な部品の意匠や部分意匠も新規性を喪失する

公知資料によって新規性を喪失する意匠



(意匠登録の要件)

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
 - 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
 - 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠
- (2項略)

第三条の二 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願後に第二十条第三項又は第六十六条第三項の規定により意匠公報に掲載されたもの（以下この条において「先の意匠登録出願」という。）の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。ただし、当該意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であつて、第二十条第三項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。

6. 画像の意匠の新規性、先願の規定等の判断

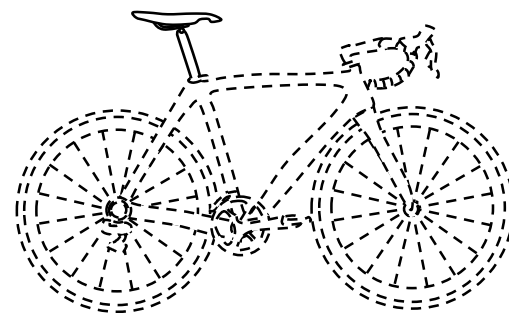
(参考) 通常の商品の類否判断についての考え方

商品の部分意匠についての考え方

- ・先後願の判断では、出願の内容全体で比較する
- ・商品の部分意匠の先後願の判断では、「その他の部分」の用途、機能も考慮される
- ・商品の部分意匠の先後願の判断では、商品全体の用途、機能が異なる場合は非類似



商品の用途、機能が
異なるため非類似



意匠に係る商品：自転車用サドル

意匠に係る商品：自転車

(先願)

第九条 同一又は類似の意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。

(3項以下略)

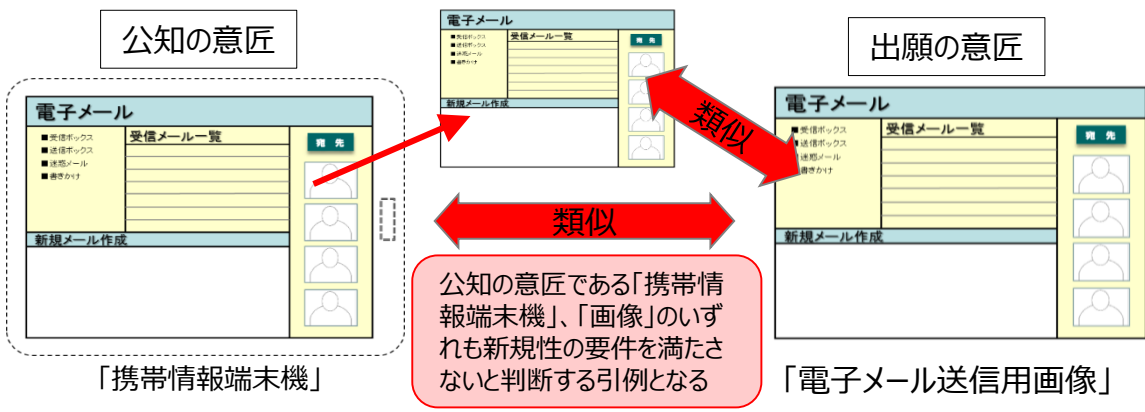
※先に自転車の部分意匠が出願され、その後他人がその一部と同一又は類似のサドルを出願した場合は、意匠法第3条の2（先願の一部と同一又は類似）が適用される

案 1 の類否判断事例案（出願の意匠が画像意匠である場合）

先行意匠の公報等発行後

①新規性

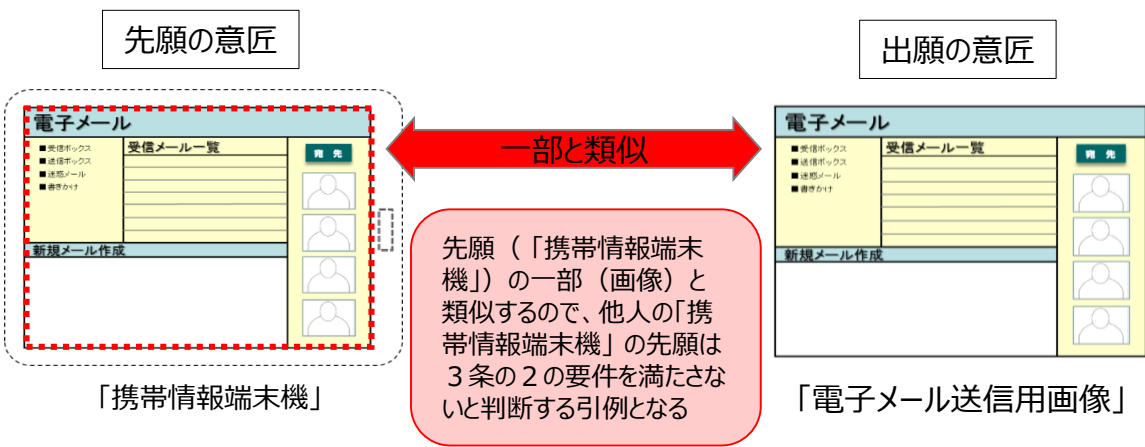
（意匠登録の要件）
第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。
一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠（2項略）



先行意匠の公報等発行前

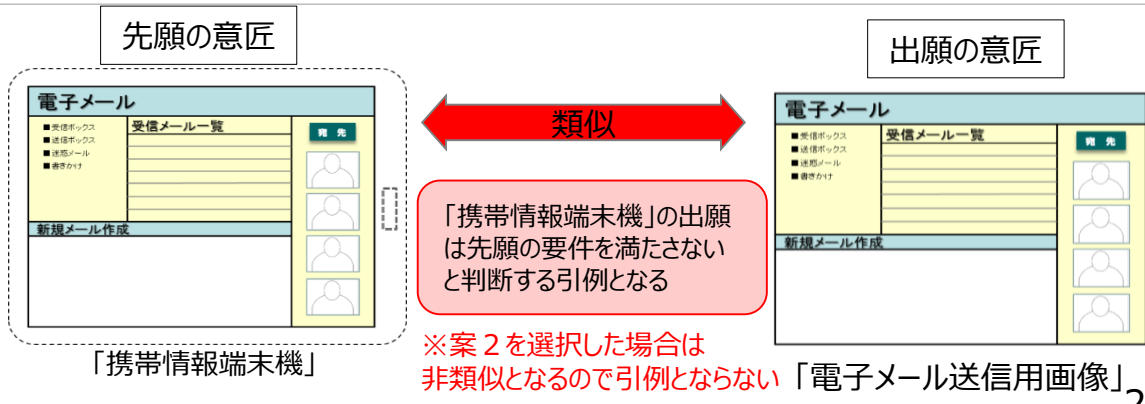
②先願意匠の一部と同一・類似の後願意匠の保護除外

第三条の二 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願後に第二十条第三項又は第六十六条第三項の規定により意匠公報に掲載されたもの（以下この条において「先の意匠登録出願」という。）の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。ただし、当該意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であつて、第二十条第三項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。



③先願

（先願）
第九条 同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。
2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。（3項以下略）

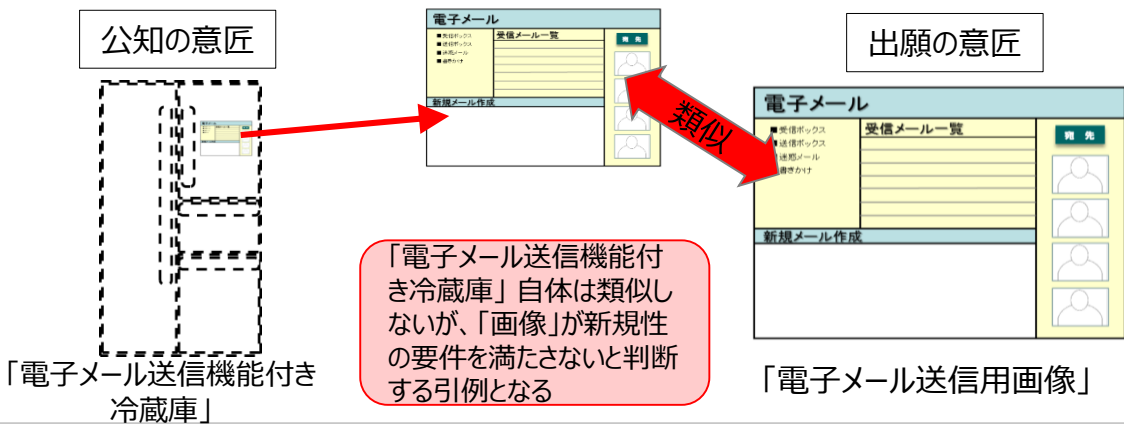


案 1 の類否判断事例案（出願の意匠が画像意匠である場合）

先行意匠の公報等発行後

①新規性

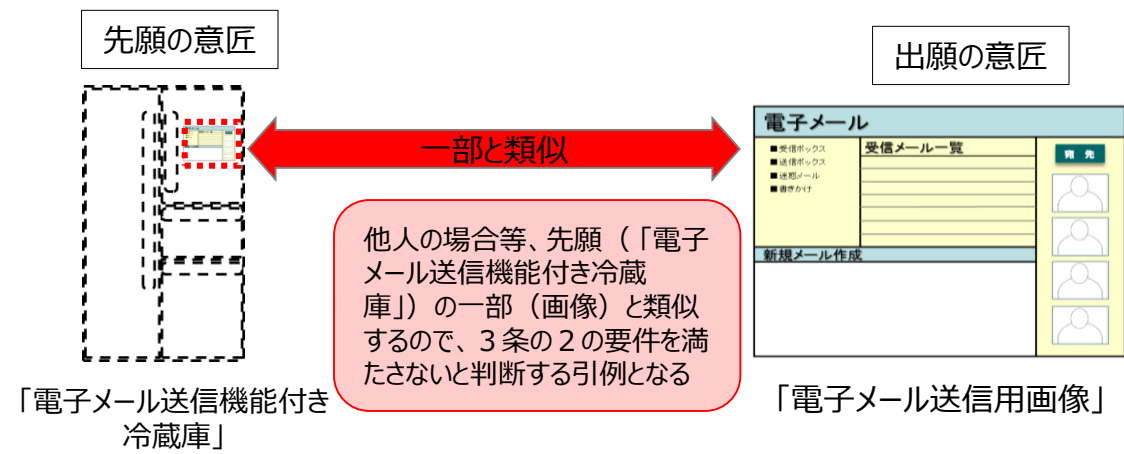
（意匠登録の要件）
第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。
一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠
三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠
（2項略）



先行意匠の公報等発行前

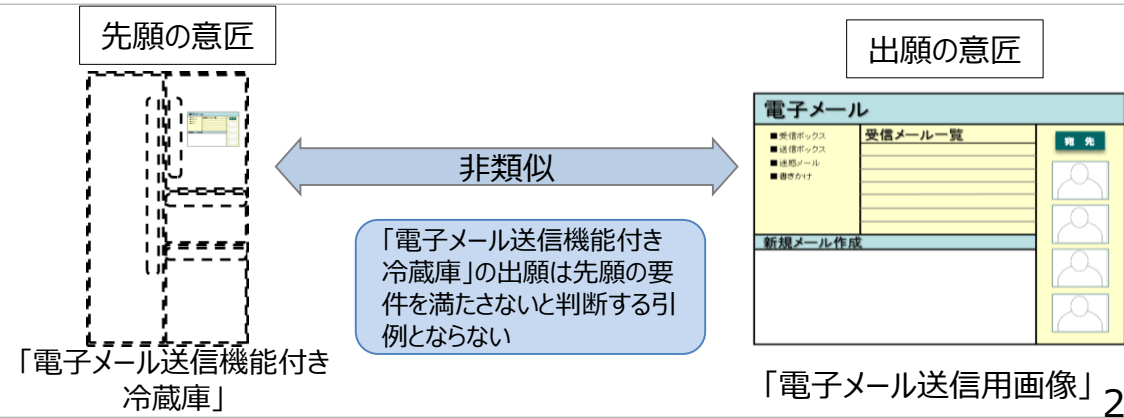
②先願意匠の一部と同一・類似の後願意匠の保護除外

第三条の二 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願後に第二十条第三項又は第六十六条第三項の規定により意匠公報に掲載されたもの（以下この条において「先の意匠登録出願」という。）の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。ただし、当該意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であつて、第二十条第三項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。



③先願

（先願）
第九条 同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。
2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。
（3項以下略）



案1の類否判断事例案（先行する意匠が画像意匠である場合）

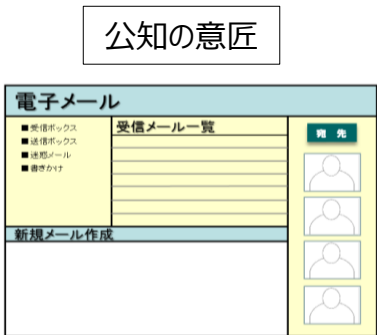
先行意匠の公報等発行後

①新規性

（意匠登録の要件）

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
- 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠（2項略）



「電子メール送信用画像」

類似

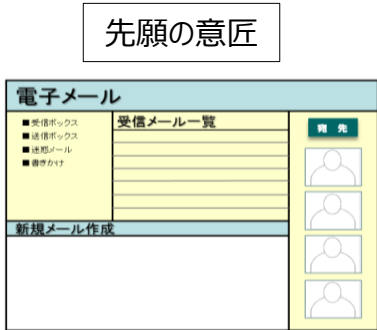
公知の意匠である「電子メール送信用画像」は新規性の要件を満たさないと判断する引例となる



「電子メール送信機能付き携帯情報端末機」

②先願意匠の一部と同一・類似の後願意匠の保護除外

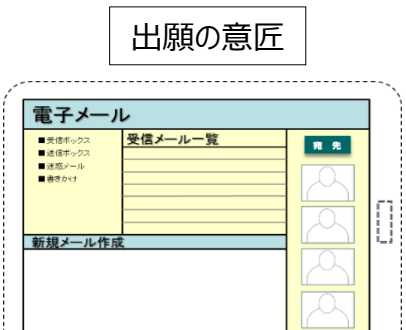
第三条の二 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願後に第二十条第三項又は第六十六条第三項の規定により意匠公報に掲載されたもの（以下この条において「先の意匠登録出願」という。）の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。ただし、当該意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であつて、第二十条第三項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。



「電子メール送信用画像」

適用不可

意匠登録を受けようとする部分は「電子メール送信用画像」の全部と同一又は類似だが、先願意匠の一部と同一又は類似ではないため先願の要件を満たさないと判断する引例とならない



「電子メール送信機能付き携帯情報端末機」

※後願も登録されるが、意匠法第26条の規定により先願意匠の意匠権者の許諾がなければ意匠権の実施ができない。

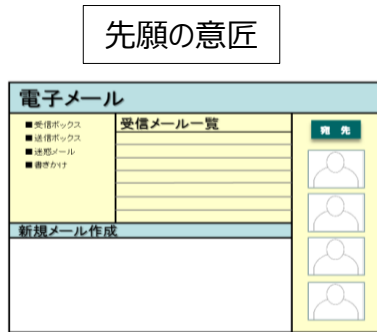
③先願

（先願）

第九条 同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。

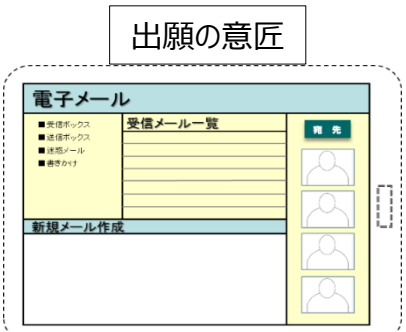
（3項以下略）



「電子メール送信用画像」

類似

「電子メール送信用画像」の出願は先願の要件を満たさないと判断する引例となる



「電子メール送信機能付き携帯情報端末機」

※案2を選択した場合は非類似となるので引例とならない

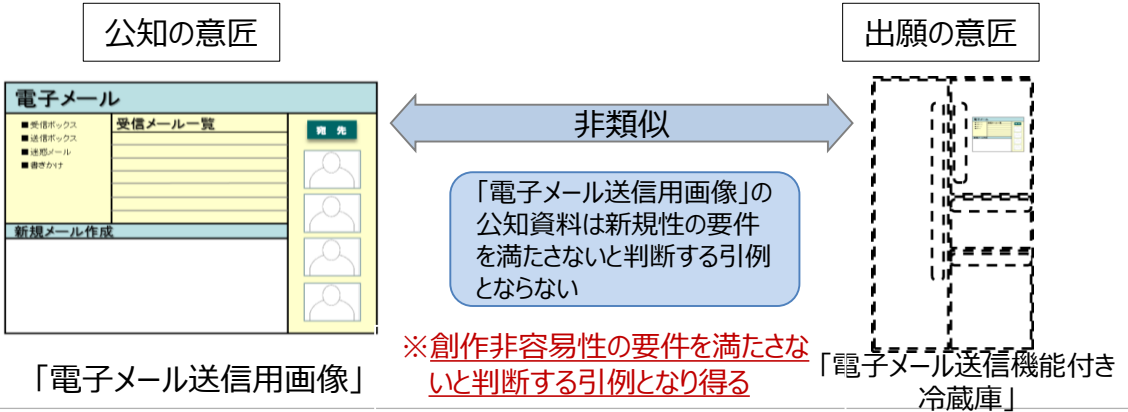
先行意匠の公報等発行前

案 1 の類否判断事例案（先行する意匠が画像意匠である場合）

先行意匠の公報等発行後

①新規性

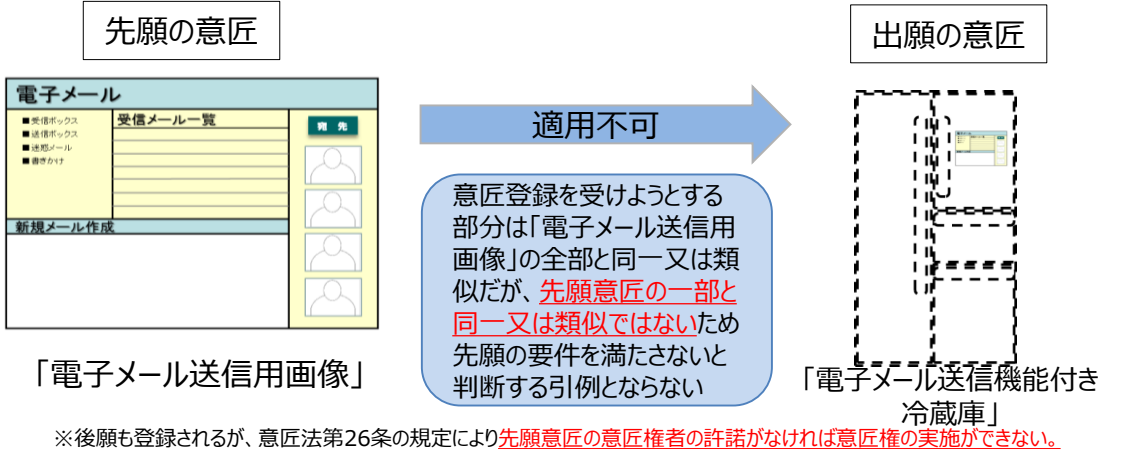
- （意匠登録の要件）
- 第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。
- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
 - 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
 - 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠（2項略）



先行意匠の公報等発行前

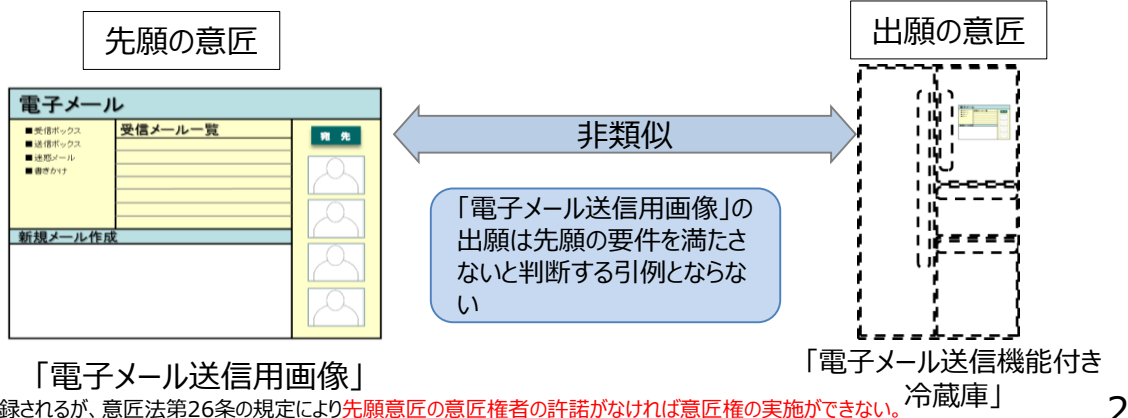
②先願意匠の一部と同一・類似の後願意匠の保護除外

第三条の二 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願後に第二十条第三項又は第六十六条第三項の規定により意匠公報に掲載されたもの（以下この条において「先の意匠登録出願」という。）の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。ただし、当該意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であつて、第二十条第三項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。



③先願

- （先願）
- 第九条 同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。
- 2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。
- （3項以下略）



6. 画像の意匠の新規性、先願の規定等の判断

現行法における、物品の表示部に表示される画像について類否判断を行う際は、画像の用途及び機能に加え、物品全体の用途及び機能も考慮して対比している。

他方、改正法の下、画像の意匠同士の類否判断を行う際には、それらが表示される物品等の用途及び機能を考慮する必要がない。

公知/先願の意匠

「商品選択用画像」



類似

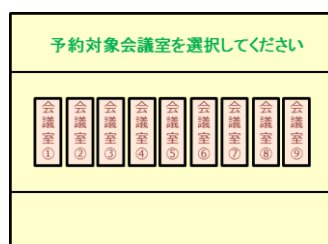
「商品選択用画像」は新規性／先願の要件を満たさないと判断する引例となる

【意匠に係る物品等の説明】

(略) 複数の縦長四角形状部は、商品の種類を表した**商品選択ボタン**であり、押すことで当該商品の在庫数を表示する画面が表示される。

出願の意匠

「会議室選択用画像」



【意匠に係る物品等の説明】

(略) 複数の縦長四角形状部は各会議室を表した**会議室選択ボタン**であり、押すことで当該会議室の予約状況を表示する画面が表示される。

公知/先願の意匠

「パスワード入力用画像」



類似

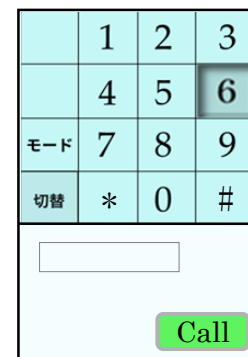
「パスワード入力用画像」は新規性／先願の要件を満たさないと判断する引例となる

【意匠に係る物品等の説明】

(略) 入退室管理の際のパスワード入力画像である。

出願の意匠

「電話番号入力用画像」



【意匠に係る物品等の説明】

(略) 通話する際の電話番号を入力するための画像である。

いずれも「選択用画像」

いずれも「入力用画像」

7. 画像の意匠の創作非容易性の判断

画像の意匠の創作非容易性の判断は、現行意匠審査基準における画像の表示内容に関する創作非容易性の判断と同様としてはどうか。なお、創作非容易性の判断の基礎とする資料については、令和元年意匠法改正に基づき、「頒布された刊行物に記載された」もの、及び「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」ものも含まれる。

現行意匠審査基準

74.4.3 創作非容易性

意匠法第3条第2項の規定の適用についての判断は、画像を含む意匠（意匠法第2条第1項及び第2項により認められるもの全て。）の構成態様において、それらの基礎となる構成要素や具体的態様が本願出願前に公然知られ、又は広く知られており、それらの構成要素を、ほとんどそのまま、又は当該分野においてよく見られる改変を加えた程度で、当該分野においてありふれた手法である単なる組合せ、若しくは、構成要素の全部又は一部の単なる置換えなどがされたにすぎないものであるか否かを判断することにより行う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第3章「創作非容易性」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」を参照されたい。

74.4.3.1 その意匠の属する分野における通常の知識を有する者について

画像を含む意匠について、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者とは、意匠登録出願の時に、本願意匠の意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界の意匠に関する通常の知識に加え、本願意匠と意匠に係る物品の異同を問わない画像に係る意匠（画像部分の用途及び機能、並びに、その形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合）に関しても、通常の知識を有する者をいう。

7. 画像の意匠の創作非容易性の判断

現行意匠審査基準

74.4.3.2 当該分野においてよく見られる改変とありふれた手法の例

(1) 画像を含む意匠の分野においてよく見られる改変の例

形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について、

- (a) 矩形角部の隅丸化、立体を模した陰影の付加、構成要素間の隙間の設置、隙間の幅の変更、プルダウン化など、細部の造形の変更
- (b) 区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色など、色彩の単純な付加
- (c) (a)及び(b)のよく見られる改変の単なる組合せ

(2) 画像を含む意匠の分野においてありふれた手法の例

- (a) 置換
- (b) 寄せ集め
- (c) 配置の変更
- (d) 構成比率の変更又は連続する単位の数が増減
- (e) 物品の枠を超えた構成要素の利用・転用
- (f) フレーム分割態様の変更
- (g) まとまりある区画要素の削除
- (h) 既存の変化態様の付加
- (i) (a)乃至(h)のありふれた手法の単なる組合せ

8. 意匠登録を受けることができない画像の意匠

意匠法第5条は、新規性等の登録要件を満たしていても、公序良俗等の観点から、意匠登録を受けることができない意匠（不登録事由）について規定している。

令和元年の意匠法改正により、意匠法第2条に意匠法の保護対象として建築物及び画像が加えられたことに伴い、意匠法第5条においても、意匠登録を受けることができない建築物、及び画像の意匠が新たに明記された。

そこで、当該改正に則して、意匠審査基準上に、意匠登録を受けることができない建築物及び画像を明記すべきではないか。

現行法

第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
- 二 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠
- 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠



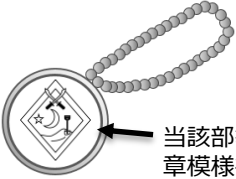
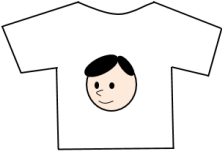
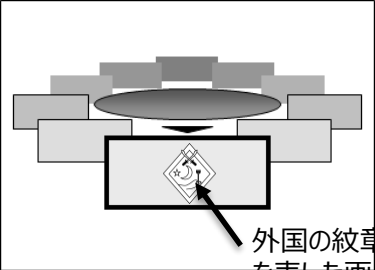
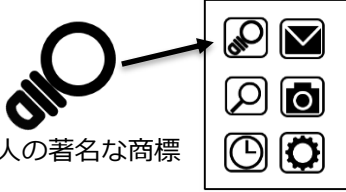
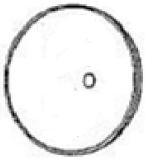
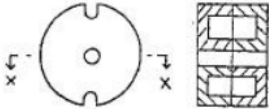
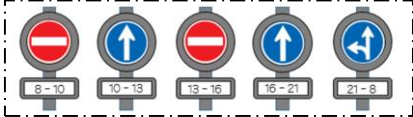
改正法

第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
- 二 他人の業務に係る物品、**建築物又は画像**と混同を生ずるおそれがある意匠
- 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状**若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠**

8. 意匠登録を受けることができない画像の意匠

意匠登録を受けることができない意匠の例（案）

	物品（参考）	画像
5条1号 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠	 当該部等に外国の紋章模様を付した場合 外国の紋章を表したキーホルダー  特定の人物の肖像を表したTシャツ	 特定の人物の肖像を表した画像  外国の紋章模様を表した画像
5条2号 他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠	 他人の著名な標章を表したマグカップ	 他人の著名な商標 他人の著名な商標を表した画像
5条3号 物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠	①物品の技術的機能を確保するために必然的に定まる形状からなる意匠（必然的意匠）  パラボラアンテナ ②物品の互換性確保等のために標準化された規格により定まる形状からなる意匠（準必然的意匠）  磁 心 (JIS C2516 4.4)	①画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠（必然的意匠）  道路標識の標識部分のみを意匠登録を受けようとする部分とした場合 ②標準化された規格により定まる表示のみからなる意匠（準必然的意匠）  ISO 7000 機器に用いる図記号